

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和2年10月19日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000150 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000033 号

第 1 結論

- 1 請求者のA社における平成9年5月1日から平成10年6月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間に係る標準報酬月額については、別表の第1欄のとおりとする。

平成9年5月から平成10年5月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成9年5月から平成10年5月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成9年9月1日から平成12年6月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間に係る標準報酬月額については、別表の第2欄のとおりとする。

平成9年9月から平成12年5月までの期間の訂正後の標準報酬月額（平成9年9月から平成10年5月までの期間については、上記1の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。また、同年6月から平成12年5月までの期間については、訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成9年5月1日から平成12年6月1日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る年金記録が、支給されていた給与額より低く記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成9年5月1日から平成10年6月1日までの期間について、

請求者が提出した給料支払明細書により、請求者は、当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える給与の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち、平成9年5月1日から平成10年6月1日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第1欄のとおり訂正することが必要である。

なお、請求期間のうち、平成9年5月1日から平成10年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「請求者の請求どおりの報酬月額に係る届出及び保険料の納付を行ったか不明である。」旨を回答しているが、請求者が提出した給料支払明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給料支払明細書で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、平成10年6月1日から平成12年6月1日までの期間について、上記給料支払明細書により、請求者の給与から事業主が源泉控除していたと確認又は推認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付（年金額）の対象に当たらない。

3 請求期間のうち、平成9年9月1日から平成12年6月1日までの期間について、上記給料支払明細書から確認できる当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額及び上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求者の請求期間のうち、平成9年9月1日から平成12年6月1日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書により確認できる報酬月額から、別表の第2欄のとおり訂正することが必要である。

なお、請求期間のうち、平成9年9月1日から平成12年6月1日までの期間の訂正後の標準報酬月額（平成9年9月から平成10年5月までの期間については、上記1の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。また、同年6月か

ら平成 12 年 5 月までの期間については、訂正前の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

別表

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000150 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000033 号

訂正期間	訂正前の 標準報酬月額 (オンライン記録)	第 1 欄	第 2 欄
		厚生年金特例法 による訂正後の 標準報酬月額	厚生年金保険法 (第 75 条本文) による訂正後の 標準報酬月額
平成 9 年 5 月 1 日から 同年 9 月 1 日まで	17 万円	36 万円	—
平成 9 年 9 月 1 日から 同年 12 月 1 日まで		28 万円	30 万円
平成 9 年 12 月 1 日から 平成 10 年 6 月 1 日まで		28 万円	34 万円
平成 10 年 6 月 1 日から 平成 11 年 10 月 1 日まで		—	34 万円
平成 11 年 10 月 1 日から 平成 12 年 6 月 1 日まで		—	36 万円

注 第 1 欄については、保険給付（年金額）に反映される標準報酬月額として記録し、第 2 欄については、保険給付（年金額）に反映されないが、実際に支給された報酬額に見合う標準報酬月額として記録する。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000027 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000034 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 26 年 6 月 1 日から平成 27 年 11 月 1 日までの期間及び平成 28 年 9 月 1 日から平成 29 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正し、当該期間に係る標準報酬月額については、平成 26 年 6 月から同年 8 月までは 20 万円から 28 万円、同年 9 月から同年 12 月までは 20 万円から 30 万円、平成 27 年 1 月は 20 万円から 28 万円、同年 2 月から同年 4 月までは 20 万円から 30 万円、同年 5 月及び同年 6 月は 20 万円から 28 万円、同年 7 月は 20 万円から 30 万円、同年 8 月は 20 万円から 28 万円、同年 9 月及び同年 10 月並びに平成 28 年 9 月から平成 29 年 8 月までは 24 万円から 30 万円とすることが必要である。

平成 26 年 6 月から平成 27 年 10 月までの期間及び平成 28 年 9 月から平成 29 年 8 月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 26 年 6 月から平成 27 年 10 月までの期間及び平成 28 年 9 月から平成 29 年 8 月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 63 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 26 年 6 月 1 日から平成 27 年 11 月 1 日まで
② 平成 28 年 9 月 1 日から平成 29 年 9 月 1 日まで

平成 26 年 6 月から A 社で厚生年金保険に加入しているが、請求期間①及び②に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より低い額で記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者が提出した給与支給明細書及び平成 27 年度給与所

得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書並びに年金事務所が保管しているA社の請求者に係る賃金台帳から判断すると、請求者が、当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える給与の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①のうち、平成26年6月1日から平成27年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給与支給明細書等により確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、同年9月1日から同年11月1日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給与支給明細書等により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、別表のとおり訂正することが必要である。

なお、請求期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からは、請求者の請求内容どおりの報酬月額に係る届出及び保険料の納付を行ったかについて回答が得られないが、上記給与支給明細書等により確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と年金事務所記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記給与支給明細書等で確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び平成27年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（以下「算定基礎届」という。）を提出していない上、請求期間①のうち、平成27年9月1日から同年11月1日までの期間については、平成27年の算定基礎届の訂正届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成29年12月18日に提出していることが確認できることから、年金事務所は、請求者の請求期間①に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間②について、請求者が提出した給与支給明細書並びに年金事務所が保管しているA社の請求者に係る賃金台帳及び給与支給明細書(控)により、請求者が、当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える給与の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間②に係る標準報酬月額については、上記給与支給明細書等により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、別表のとおり訂正す

ることが必要である。

なお、請求期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からは、請求者の請求内容どおりの報酬月額に係る届出及び保険料の納付を行ったかについて回答が得られないが、年金事務所が保管している請求者の平成 28 年の算定基礎届に記載された報酬月額がオンライン記録により確認できる標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額をオンライン記録により確認できる標準報酬月額に見合う額として算定基礎届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000027 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000034 号

請求期間	訂正期間	訂正前の 標準報酬月額 (オンライン記録)	厚生年金特例法 による訂正後の 標準報酬月額
①	平成 26 年 6 月 1 日から 同年 9 月 1 日まで	20 万円	28 万円
	平成 26 年 9 月 1 日から 平成 27 年 1 月 1 日まで		30 万円
	平成 27 年 1 月 1 日から 同年 2 月 1 日まで		28 万円
	平成 27 年 2 月 1 日から 同年 5 月 1 日まで		30 万円
	平成 27 年 5 月 1 日から 同年 7 月 1 日まで		28 万円
	平成 27 年 7 月 1 日から 同年 8 月 1 日まで		30 万円
	平成 27 年 8 月 1 日から 同年 9 月 1 日まで		28 万円
	平成 27 年 9 月 1 日から 同年 11 月 1 日まで		24 万円
②	平成 28 年 9 月 1 日から 平成 29 年 9 月 1 日まで	24 万円	30 万円

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000041 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000035 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 25 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び平成 28 年 9 月 1 日から平成 29 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正し、当該期間に係る標準報酬月額については、平成 25 年 6 月から同年 8 月までを 20 万円から 26 万円、平成 28 年 9 月から平成 29 年 8 月までを 26 万円から 32 万円とすることが必要である。

平成 25 年 6 月から同年 8 月までの期間及び平成 28 年 9 月から平成 29 年 8 月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 25 年 6 月から同年 8 月までの期間及び平成 28 年 9 月から平成 29 年 8 月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 24 年 6 月 21 日から平成 25 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正し、当該期間に係る標準報酬月額については、平成 24 年 6 月から平成 25 年 5 月までを 20 万円から 28 万円、同年 6 月から同年 8 月までを 26 万円から 28 万円とすることが必要である。

平成 24 年 6 月から平成 25 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額（平成 24 年 6 月から平成 25 年 5 月までは訂正前、同年 6 月から同年 8 月までは上記 1 の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 24 年 6 月 21 日から平成 25 年 9 月 1 日まで
② 平成 28 年 9 月 1 日から平成 29 年 9 月 1 日まで

私がA社で勤務していた期間のうち、請求期間①及び②に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より低い額で記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①のうち、平成25年6月1日から同年9月1日までの期間について、請求者が提出した給与支給明細書及び金融機関から提出された預金取引明細表（流動性）から判断すると、請求者が、当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える給与の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①のうち、平成25年6月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給与支給明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第1欄のとおり訂正することが必要である。

なお、請求期間①のうち、平成25年6月1日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会しても回答が得られないが、年金事務所が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によると、事業主から報酬月額をオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う額として当該資格取得届が提出されたことが確認でき、その結果、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち、平成24年6月21日から平成25年6月1日までの期間について、請求者が提出した平成24年6月分及び同年7月分の給与支給明細書には、厚生年金保険料控除額が記載されていない上、請求者は同年8月分から平成25年6月分までの給与支給明細書を所持しておらず、A社に照会しても回答が得られないことから、請求者の当該期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、請求期間①のうち、平成24年6月21日から平成25年6月1日までの期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期

間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないことから、厚生年金特例法による記録の訂正を認めることはできない。

- 2 請求期間①について、上記給与支給明細書等から確認できる当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額及び上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額よりも高い額であることが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額については、別表の第2欄のとおり訂正することが必要である。

なお、請求期間①に係る訂正後の標準報酬月額（平成24年6月から平成25年5月までは訂正前、同年6月から同年8月までは上記1の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間②について、請求者が提出した給与支給明細書、金融機関から提出された預金取引明細表（流動性）並びに年金事務所が保管しているA社の請求者に係る賃金台帳及び給与支給明細書（控）から判断すると、請求者が、当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える給与の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、請求期間②に係る標準報酬月額については、上記給与支給明細書等により確認できる当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額から、別表の第1欄のとおり訂正することが必要である。

なお、請求期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会しても回答が得られないが、年金事務所が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届によると、事業主から報酬月額をオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う額として当該算定基礎届が提出されたことが確認でき、その結果、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 一方、請求期間②について、上記給与支給明細書等により、請求者の給与から事業主が源泉控除していたと確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高額であるものの、当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額が、上記3の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金保険法による記録の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000041 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000035 号

請求期間	訂正期間	訂正前の 標準報酬月額 (オンライン記録)	第1欄	第2欄
			厚生年金特例法 による訂正後の 標準報酬月額	厚生年金保険法 (第75条本文) による訂正後の 標準報酬月額
①	平成24年6月21日から 平成25年6月1日まで	20万円	—	28万円
	平成25年6月1日から 同年9月1日まで	20万円	26万円	28万円
②	平成28年9月1日から 平成29年9月1日まで	26万円	32万円	—

注 第1欄については、保険給付（年金額）に反映される標準報酬月額として記録し、第2欄については、保険給付（年金額）に反映されないが、実際に支給された報酬額に見合う標準報酬月額として記録する。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000045 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 2000002 号

第 1 結論

平成 15 年 3 月から平成 18 年 3 月までの請求期間については、国民年金第 3 号被保険者であった期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 3 月から平成 18 年 3 月まで

請求期間について、元夫の会社が加入する健康保険組合から交付された健康保険被保険者証の被扶養者欄を見ると、私の氏名が確認できることから、私は、当該期間は被扶養配偶者であり国民年金第 3 号被保険者に該当しており、同健康保険組合が加入手続を行っていたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）の処理漏れにより当該期間は国民年金第 3 号被保険者の記録になっていないので、調査の上、第 3 号被保険者期間に記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の元夫が請求期間に勤務していた A 社及び同社が加入している B 健康保険組合の回答並びに請求者が提出した同健康保険組合が交付した健康保険被保険者証及び健康保険被扶養者削除証明書から、請求期間当時、請求者は、元夫の被扶養者であったことがうかがえる。

しかしながら、A 社は、「社員から提出された国民年金第 3 号被保険者関係届は、当社から健康保険組合に送付し、証明印押印後に返送され、当社が社会保険事務所に送付することになっており、請求者についても届出は行われているはずであるが、関係資料は廃棄しており、その事実を確認することはできない。」旨を回答しており、B 健康保険組合は、「事業所が手続をしていなかったことが推測されるが、請求者の国民年金第 3 号被保険者に係る届出を行ったか否かについては、書類の保管期間も経過し廃棄されているため確認は不能である。」旨を回答している上、日本年金機構は、「請求期間に係る国民年金第 3 号被保険者の届出が可能であった平成 15 年 3 月 21 日から平成 20 年 4 月 30 日までの期間に元夫の勤務事業所を管轄する社会保険事務所が受け付けた国民年金第 3 号被保険者関係届を確認したが、請求者の届書は見当たらない。

かった。」旨を回答していることから、請求期間に請求者の国民年金第3号被保険者に係る届書が提出された事実を確認することができない。

また、オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る国民年金被保険者記録は、未納となっている上、当該期間に係る請求者の第3号被保険者記録は確認できない。

なお、オンライン記録によると、請求者の年金手帳は、平成16年12月24日に再交付されていることが確認できるところ、請求者が所持する同日に交付された年金手帳の「国民年金の記録」欄の被保険者となった日又は被保険者の種別等の変更があった日は平成12年*月*日（請求者が20歳になった日）、被保険者の種別は1号、被保険者でなくなった日又は被保険者の種別等の変更があった日は空欄になっており、当該手帳の再交付時点において、請求者は国民年金第3号被保険者でなかったことを認識できる状況にあったことがうかがえる。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金第3号被保険者の届出を行ったことを示す関連資料は無く、ほかに当該届出を行っていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求期間については、国民年金第3号被保険者の期間として認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000115 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 2000003 号

第 1 結論

昭和 53 年 4 月から昭和 54 年 4 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 4 月から昭和 54 年 4 月まで

A 市役所発行の「昭和 52 年度国民年金保険料あずかり票」が見付かったことから、昭和 53 年 2 月及び同年 3 月の国民年金の記録が納付済み期間に訂正された。母親が納付してくれていたが、年度末の 2 月及び 3 月のみ支払って終わりというのは、母親の性格上不自然で、請求期間も引き続き保険料を納付してくれていたと思われるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間について、「母親が国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料を納付してくれていた。」と主張しているところ、請求者が所持する年金手帳によると、請求者は国民年金の強制加入被保険者として昭和 53 年 * 月 * 日に資格を取得したことが確認でき、当該年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号（a）は、国民年金被保険者台帳管理簿（自庁払出分）における請求者の記号番号の前後の被保険者の資格取得年月日等から、同年 3 月頃に払い出されたと推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、上記記号番号に係る加入記録は確認できない上、請求者が在籍していたとする大学から提出された在籍証明書によると、昭和 51 年 4 月 1 日から昭和 53 年 6 月 20 日まで学生であったことが確認でき、上記台帳管理簿には、「取取消 53/6 大学生」と記載されていることを踏まえると、請求者は国民年金の被保険者資格を取得したが、当時学生は任意加入であったため、昭和 53 年 6 月頃に当該記号番号に係る資格記録が取り消されたと推認できる。

また、オンライン記録及び日本年金機構の回答から、請求者が上記年金手帳及び「昭和 52 年度国民年金保険料あずかり票」を提出したことにより、平成 21 年 3 月 16 日付けで、資格取得年月日を昭和 53 年 * 月 * 日、資格喪失年月日を昭和 55 年 5 月 1 日

とし、昭和 53 年 2 月及び同年 3 月を保険料納付済み期間とする訂正処理が行われたことが確認できるものの、請求期間に係る納付記録は確認できない。

さらに、オンライン記録による氏名検索及び日本年金機構 B 事務センターにおいて国民年金手帳記号番号払出簿検索システム（昭和 60 年 3 月のオンライン化に移行する前に、社会保険事務所〔当時〕が紙台帳で管理していた国民年金手帳記号番号払出簿等を電子データ化したもの）による調査を行っても、請求期間後に払い出され、現在、基礎年金番号に統合されている国民年金手帳記号番号（b）以外に、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする請求者の母親は既に死亡しており、国民年金の加入状況及び請求期間に係る保険料の納付状況について確認することができない。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。